

# 子どもの予防接種

## ●町内の接種委託医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	定期予防接種													
			ヒブ	肺炎球菌	四種	三種	二種	ポリオ	BCG	麻しん風しん	麻しん	風しん	水痘	日本脳炎	子宮頸がん	
おち内科循環器科	大溝 508-12	960-3620									○	○	○		○	
おひさまファミリークリニック	筒井 399-1	984-0088				○	○				○	○	○	○	○	○
梶原クリニック	出作 1-1	960-3197									○	○	○		○	○
木口内科	西高柳 110-1	984-3729									○	○	○		○	○
しのぎき医院	西高柳 246-4	985-2000					○				○	○	○	○	○	○
高瀬内科胃腸科	出作 539-1	984-8980	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
たけだ内科クリニック	筒井 947-7	985-0003				○					○	○	○			○
武智ひ尿器科・内科	恵久美 711	960-3555													○	○
友澤外科	北黒田 173-1	985-0511	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
松前病院	筒井 1592	984-1300				○	○				○					
松野内科クリニック	大間 166-1	961-6677					○								○	○
むかいだ小児科	恵久美 792-1	985-0115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 他市町の医療機関や予防接種に関する詳しい内容については、お問い合わせください。

## ●町では定期の予防接種を実施しています。

定期予防接種は、予防接種法により接種回数や対象年齢が決められています。医療機関に事前に予約して、接種してください。

## ●定期予防接種

予防接種名	対象者	標準的な接種年齢	接種間隔	回数	
ヒブ(Hib)感染症	生後2カ月～5歳未満	初回接種開始	生後2～7カ月未満	27～56日で3回(1歳未満)。その後、7～13カ月の間で1回	4
			生後7～12カ月未満	27～56日で2回(1歳未満)。その後、7～13カ月の間で1回	3
			1歳～5歳未満		1
小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月～5歳未満	初回接種開始	生後2～7カ月未満	27日以上で3回(2歳未満)。その後60日以上あけて、生後12～15カ月の間で1回	4
			生後7～12カ月未満	27日以上で2回(2歳未満)。その後60日以上あけて、生後12～15カ月の間に1回	3
			1～2歳未満	60日以上	2
			2～5歳未満		1
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)ポリオ(急性灰白髄炎)	1期初回	生後3～90カ月未満	生後3～12カ月未満	20～56日	3
	1期追加		1期初回終了後12～18カ月以内	1期初回終了後6カ月以上	1
BCG(結核)	1期	1～2歳未満	生後5～8カ月未満		1
	2期		5～7歳未満で小学校就学前の1年間		1
水痘(水ぼうそう)	生後12カ月～36カ月未満	生後12カ月～15カ月未満	3カ月以上12カ月未満	2	
	※すでに水痘にかかったことがある人は、定期接種の対象となりません。 ※平成26年10月1日より前に、生後12カ月以降に水痘ワクチンを接種した場合は、定期接種を受けたものとみなします。				
日本脳炎	1期初回	生後6～90カ月未満	3歳	6～28日	2
	1期追加		4歳	1期初回終了後1年以上	1
	2期	9～13歳未満	9歳		1
	特例	平成7年4月2日～19年4月1日生まれの人は、1期と2期の残りの回数を20歳未満であれば定期接種として受けることができます。			
ヒトパピローウイルス感染症(子宮頸がん予防)	サーバルックス	小学校6年生～高校1年生相当年齢の女性	中学1年生	初回を0カ月として、1カ月後、6カ月後	3
	ガーダシル			初回を0カ月として、2カ月後、6カ月後	3
※ワクチンの組み合わせによる安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないため、必ず同一ワクチンで接種すること。 ※現在、厚生労働省の勧告により積極的な接種勧奨を差し控えています。ワクチンの効果や副反応について医療機関とよく相談し、十分理解した上で、保護者の判断で接種するようにしてください。					

## 自分の歯でおいしく食べよう 成人歯科健診を受けましょう

成人の約80%が歯周病にかかっていると言われています。しかし、歯周病や虫歯は進行してから自覚症状が現れるため、知らない間に進行してしまっていることも少なくありません。

歯周病は肺炎、心臓病や糖尿病などのリスクを高めるなど体にさまざまな影響を及ぼします。いつまでも自分の歯でおいしく食事をするためにも、年に1回は歯科健診を受け、早期発見・早期治療につなげましょう。



- 受診期間  
平成27年6月1日～28年1月31日
- 対象者  
町に住民登録のある40歳以上の人  
(1人につき年1回限り)
- 実施場所  
松前町、伊予市、砥部町の協力歯科医院
- 内容  
むし歯・喪失歯の状況、歯周病スクリーニング検査(簡易な歯周ポケットの検査)、歯列・顎関節・粘膜疾患・入れ歯の状態、口腔清掃状態
- 利用方法  
健康課保健センター係にお越しください。受診券などをお渡しし、協力歯科医院をお知らせします。その後、協力歯科医院で歯科健診の予約を取って受診してください。
- 個人負担  
500円(受診時に協力歯科医院へ支払い)